5.都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、県庁や市役所をはじめとする主要な行政関連施設が集積しており、県庁所在地として、高知県政および高知市政を支えている。また、文化施設や教育施設も数多く集積している。

前計画までの事業進捗により、高知市役所新庁舎が令和2年2月に供用開始した。文化施設については、高知の歴史・文化が概観できる高知城歴史博物館が平成29年3月に開館し、また県市合築の新図書館等複合施設「オーテピア」が平成30年7月に開館、既存の高知市文化プラザかるぽーと、横山隆一記念まんが館、高知県民文化ホールと併せ、文化機能が充実してきている。教育施設においては、平成27年から平成30年にかけて高知県立大学永国寺キャンパスが再整備され，文化学部の拡充及び高知工科大学経済・マネジメント学群が設置される等、“社会貢献をする「知の拠点」”として機能が充実してきている。

【都市福利施設の整備の必要性】

前計画までの事業実施により一層充実してきた中心市街地の機能について、既存ストックを活用しながら、来街者の快適性や利便性など、より「質を高める」ことに注力する。

具体的には、引き続き子育て支援拠点となる「さくらんぼの森」を運営し、家族による中心市街地の利用を推進するほか、中心商店街で実施するいきいき百歳体操を始めとする健康づくりの取組も行うことで、文化施設や教育施設が集積する中心市街地に多世代を取り込み、にぎわいを創出していく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2]具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】地域子育て支援拠点事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、民間事業者		
【事業内容】	中心市街地における地域子育て支援拠点施設の運営補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において地域子育て支援拠点施設「さくらんぼの森」の運営について補助することで、親子のふれあいの場を提供し交流を促進するとともに、育児相談、育児講座等を開催し、来街のきっかけづくりや子育て家庭と地域の交流機会を創出する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 9 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】まちなか市民健康づくり事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、民間事業者		
【事業内容】	健康を増進するソフト事業やいきいき百歳体操の実施及び活動支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、健康を増進するソフト事業やいきいき百歳体操の実施及び活動支援を行い、来街のきっかけづくりや参加者と地域の交流の機会を創出する。		
【支援措置名】	地域支援事業交付金		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

（４）国の支援がないその他の事業

該当無し